

## 須磨村百姓中

### 借用証文

名譽会長 神 本 正 律

まえがき

徳山藩の財政は、紙によって支えられていた、と言つても過言ではあるまい。このため造紙政策の運用については、徳山藩の最も意を用いたところであった。

都濃郡北部の須磨村は、領内において最も楮の栽培に適した地方で、全戸が造紙を生業とし藩より御仕成銀・御仕入銀を下付されていた。徳山藩は、この紙漉村を経済上の特殊地域とみて、ここに代官を派遣して管理し、財政上の宝庫とする政策を持続した。

一方、百姓住民は、山間の寒冷地に旱害水害はしばしばあって、生活の困窮と戦いつつ永年造紙の重圧に苦しんだのであった。

こうした農民の苦難の一面を窺い知ることのできる史料の一つとして紹介する。

### 証 文

一八〇貳拾貫四百七拾五匁之足

但利足加詰六朱ノ当丙午正月（弘化三）より往申年（嘉永元）迄、三ヶ年元居ニノ利足之儀は毎暮御仕入其外惣御勘渡銀之内を以、八〇壹貫貳百貳拾八匁五厘つつ十二月廿八日限り御調可申候。尤金子札銀正銀之品ヲ以御調仕候節ハ其時之和市を以御返辨可申候事。

右 須万村年来相当難澁仕、御上納方便無御座御頼申出候所、此度御仕組被仰出加詰ハ朱利三ヶ年元居借仕、遂御上納候やう御仕法被仰付、種々心配地下御役座へ御頼申出、貴様へ及相談候所御心入を以一ツ書之通、利安御貸被成下樋ニ借用、年来相高御未進去暮不殘御上納皆済、私共煩も無御座御百姓仕忝奉存候。

御返辨之儀ハ但書之通每暮利錢十二月廿八日限り無相違相調三ヶ年ニ至り候節ハ、元利八〇廿老貫七百三匁五厘之辻、於御庄屋此証文引替ニ須万村へ御下銀百五拾貫目余も御座候、御勘度銀之内を以元利一同御受取可被下候。万一御不落着之筋も出来仕候節ハ、御藏元大拂所於御役座直様御受取可被下候。此借用之儀者惣百姓中御末進相高村方難澁に御上納之方便無御座折柄、御心入を以御貸被成下借錢之儀ニ付、後年如何よう之新法御沙汰筋被仰出候共、堅固に御反済可仕候。依之為後証畔頭御庄屋御印形尚御役座御奥判取付進置申所如件

弘化三丙午正月 須磨村 百姓中

岸村柳左衛門 殿

右前書之通私共組内、此度村方御仕組被仰付六朱三ヶ年元居借仕、遂御上納候様被仰付貴様ニ及御相談候所一ツ書之通利安御貸被成下樋に借用仕、年末之御末進御上納相濟地下成立之目途も相立忝奉存候。御調之儀

者但書之通、每暮十二月廿八日限り御仕入銀其他惣御勘度銀之内を以、此証文之前直様御請取可被下、其節に至り御百姓中勿論私共一言否申儀無御座候。若も後年不埒之儀出来候節は御藏本於御役座此証文引替御受取可被下候。依而後日為締り之連判仕置申候。己上

畔頭 民 介 印

周 藏 印

安右衛門 印

吉 兼 藏 印

鶴 岡 要 藏 印

今 田 亦 吉 印

今 田 常 右 衛 門 印

仲 子 藤 右 衛 門 印

吉 安 儀 右 衛 門 印

有 馬 武 人 印

今 田 直 右 衛 門 印

鶴 岡 治 右 衛 門 印

山 本 勇 介 印

右之通存内百姓中御借用申所紛無御座候。年来之御末進御上納相濟、成立之目途相立村方御仕組被仰付大方仕合之儀に御座候。返濟之儀者每暮十二月廿八日限り、但書之通り尚前文之辻、須磨村惣御勤度銀之内を以百姓中へ不相拘拙者役座引受ノ辺辨可申候。

尤廿八日限りとは申候而も前々御勤度之暮は、彼之日迄不致延引可及調方候。左候而三ヶ年振り此証文引替、元利一同拂方可申候。万一不埒之節は御藏元於役座直様御請取可被成、後年いかよう之新法御沙汰筋出来候共、此借用之儀者前文之辻堅固に返濟可申、後日為締り之連印尚御役座御奥判付相渡申候。尤御役交代之節ハ後役へ可申送候 己上

庄屋 有吉 十右衛門 ㊦  
庄屋 田 畑 房五郎 ㊦

右借用相違無之候。每暮利足之儀者御勤度銀之内を以御庄屋座より可相渡、三ヶ年振りには此証文引替元利一同可被請取。万一不埒之節は大拂所於御役座直様可

相渡、後年いか様之新法御沙汰筋出来候共、前書之辻御渡可及候。御役交代之節は後役へ可申伝候。己上

同日

長 野助右衛門 ㊦

右無紛候。自然相違之儀も有之候はゞ可及其沙汰候。己上

同日

生 駒 牧 太 ㊦

付記

加詰(くいづめ) 六ヶ月以上の場合は一ヶ年の利とし、以内の時毎月毎に利を計算する例

八〇(はちまる) 京銀(びたせん) 八〇文を、銀一匁として換算する意味

勘渡(かんた) 藩府の本会計より支弁する公米・銀をいふ。公費支出

和市(わし) 時の相場値を言ふ。

岸村柳左衛門貸主

須々万奥村の富農家 庄屋をととめる。